



# 内閣府 平成23年度税制改正要望

<b>1. 男女共同参画の推進</b> .....	<b>1</b>
○女性の再就職促進のための税制上の優遇措置	
<b>2. 沖縄の振興等</b> .....	<b>3</b>
○沖縄における雇用促進のための税制上の特例措置	
○沖縄路線航空機に係る航空機燃料税の軽減措置	
<b>3. 民間資金等活用事業(PFI)の推進</b> .....	<b>5</b>
○コンセッション方式の導入に伴う償却方法の創設	
○PFI事業対象の拡大(予定)に伴う特例措置の範囲の拡大	
<b>4. 防災対策の推進</b> .....	<b>7</b>
○新潟県中越沖地震災害による被災代替家屋に係る軽減措置	
○地震防災対策用資産の取得に関する税制上の特例措置	
<b>5. 少子・高齢化対策の推進</b> .....	<b>10</b>
○新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築のための税制上の所要の措置	

内閣府副大臣 末松義規

## 1. 男女共同参画の推進

### ○女性の再就職促進のための税制上の優遇措置

#### 要望の背景・必要性

- 我が国の女性の労働力率は国際的にみても特殊なM字カーブの形状（次頁図参照）
- 就業希望女性は345万人、うちM字くぼみ付近の25～44歳の女性が184万と過半を占める状況
- 出産等を期に退職した女性の再就職は困難な状況

**M字カーブ問題の解消、女性労働力率の向上で経済成長の潜在力を高めることは現政権の最重要課題の一つ（新成長戦略でも位置づけ）。**

#### 要望の概要

#### ～わが国初の女性再就職促進税制～

##### <当初要望内容>

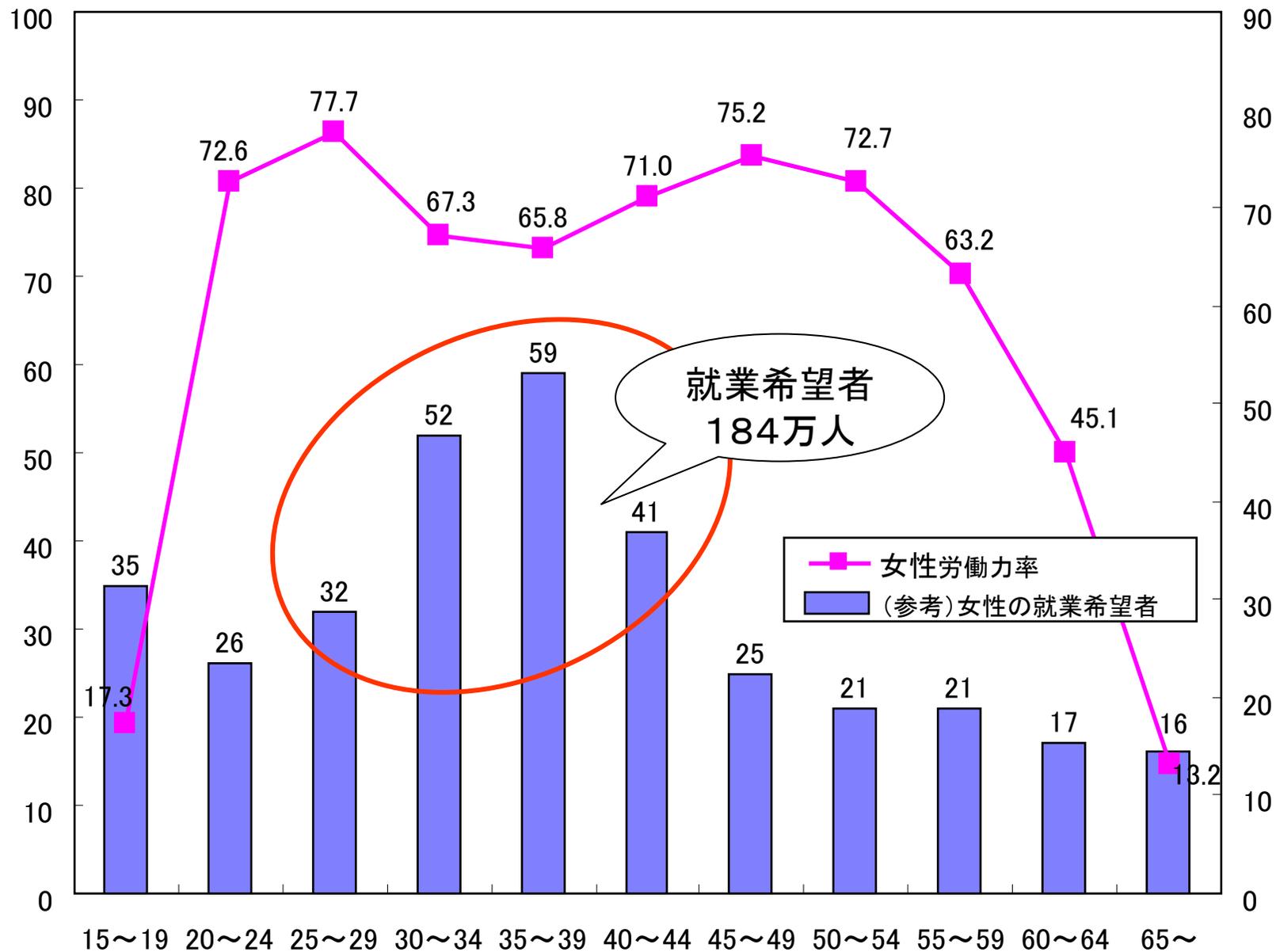
再就職を希望する女性（現在就労していない女性）を正規職員として20名以上雇用した企業（次世代育成対策推進法に基づく認定企業に限る）について、新たに雇用した職員の総人件費の30%を法人税額から控除する。または、5年以内取得した建物等の資産の割増償却を認める。

「新成長戦略の実現に向けた三段構えの経済対策」（平成22年9月10日閣議決定）を踏まえ、M字カーブ問題の解消、さらなる雇用効果の拡大に向けて、当初要望を見直し中（→現在、適用対象者の拡大等について検討中）

#### 期待される効果

○M字のくぼみ付近の年代（25～44歳）を中心とした女性の労働力率の向上（→今後、当初要望内容の修正により、さらなる雇用効果の拡大及びM字カーブ問題の解消へ）。

(%) (参考) 女性の年齢階級別労働力率(M字カーブ) (万人)



(備考) 1. 総務省「労働力調査(詳細集計)」(平成21年平均)より作成。  
 2. 年齢階級別潜在的労働力率 = (労働力人口(年齢階級別) + 非労働力人口のうち就業希望者(年齢階級別)) / 15歳以上人口(年齢階級別) (歳)

## 2. 沖縄の振興等

### ○沖縄における雇用促進のための税制上の特例措置

#### 要望の背景・必要性

○第3次産業、中小企業中心の産業構造 ←沖縄県の島しょ地域性ゆえ、製造業集積による大規模雇用が困難(県内総生産に占める製造業比率4.5%、全国19.9%(H19))

#### ○全国中最悪水準にある雇用状況

完全失業率(7.5% 全国5.1%(H21))、特に若年者(30歳未満完全失業率13.1% 全国8.0%(H21))と最悪

高水準の非正規雇用の割合(40.8% 全国 35.6%(H19))

低水準の求人倍率(有効求人倍率0.28、全国0.47(H21))。



沖縄の特性を踏まえ、観光、ITなどの求人と求職のミスマッチ解消や若者の就業意識の涵養等に資する取組に加え、税制上の特例措置を講ずることにより、企業に対する支援強化が必要。

#### 要望の概要

#### <イメージ>

今後、沖縄において雇用者数を増やす企業の教育訓練費・人件費等の一定割合を税額控除等するもの。

#### 期待される効果

沖縄県における ①完全失業率の改善 ②就業者数の増加 等

## ○沖縄路線航空機に係る航空機燃料税の軽減措置

### 要望の背景・必要性

- 本土から遠隔である沖縄の置かれた地理的事柄は、人、物の移動の不利性につながり、産業振興の大きな制約要因。
- 観光・リゾート産業、国際物流関連産業は、沖縄経済を牽引する産業として「沖縄振興計画」に位置付け。自立型経済の構築に向け、アクセス条件の改善などの環境整備は、国の責務。
- 沖縄路線の航空機燃料税に係る優遇措置(平成9年度に創設)は、航空運賃の低廉化に貢献。

### 要望の概要

○全国的な航空機燃料税の軽減要望(国交省要望)に併せ、引続き全国に対し、1/2相当の優遇措置を維持するため、航空機燃料税の軽減措置を拡充。

<現行> 1kl当たり全国で26,000円に対して、沖縄路線は13,000円。



(軽減)

<要望> 1kl当たり全国で15,000円に対して、沖縄路線は7,500円。

※地方の空港対策に充当される航空機燃料譲与税分は、軽減拡充の対象外。

### 期待される効果

- 航空運賃の低廉化により、①本土からの観光客の安定的確保、②国際物流拠点としての那覇空港の国際競争力の向上。
- 観光・物流関連分野での雇用機会創出、県産品の輸出機会の増大→沖縄県経済へ波及効果を期待。

### 3. 民間資金等活用事業（PFI）の推進

- (1) コンセッション方式の導入に伴う償却方法の創設（事業権（仮称）の事業期間以内での償却可能化）
- (2) PFI事業対象の拡大（予定）に伴う特例措置の範囲の拡大

#### 要望の背景・必要性

●新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)(抜粋)

- ・PFI制度にコンセッション方式を導入し、…PFI制度の拡充を2011年に行う
- ・PFI事業規模について、2020年までの11年間で、少なくとも約10兆円以上の拡大を目指す

(PFI法の施行から2009年末までの11年間の事業規模累計約4.7兆円の2倍以上)

次期通常国会に以下のような内容を含むPFI法改正法案を提出予定(現在検討中)

- ①公共施設の所有権を移転しないまま、民間事業者に対して、**インフラ等の事業権(事業運営に関する権利)**を長期間にわたって付与するコンセッション方式の導入
- ②新たにPFI事業の対象となる**公共施設等の拡大(公的賃貸住宅、船舶・航空機・人工衛星等の移動施設等)**

#### 要望の概要

- ①コンセッション方式を活用する場合に、**インフラ等の事業権を事業期間以内で減価償却し、初年度の事業権取得にかかる費用を後年度にわたり必要経費として損金算入できるようにする**
- ②PFI事業者が施設を所有する場合に、平成26年度までの特例措置として認められている**固定資産税、都市計画税、不動産取得税の2分の1減免を、新たなPFI対象施設にも拡大する**

#### 期待される効果

- ①コンセッション方式の利用が促進される
  - ②拡大された対象施設におけるPFI制度を活用した整備が図られる
- ①、②により、**厳しい財政状況の中で民間資金の活用を拡大し、真に必要な社会資本の新規投資及び維持管理を着実にを行い、新成長戦略の実現を図る。**

# 新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定) (抜粋)

## 《21世紀の日本の復活に向けた21の国家戦略プロジェクト》

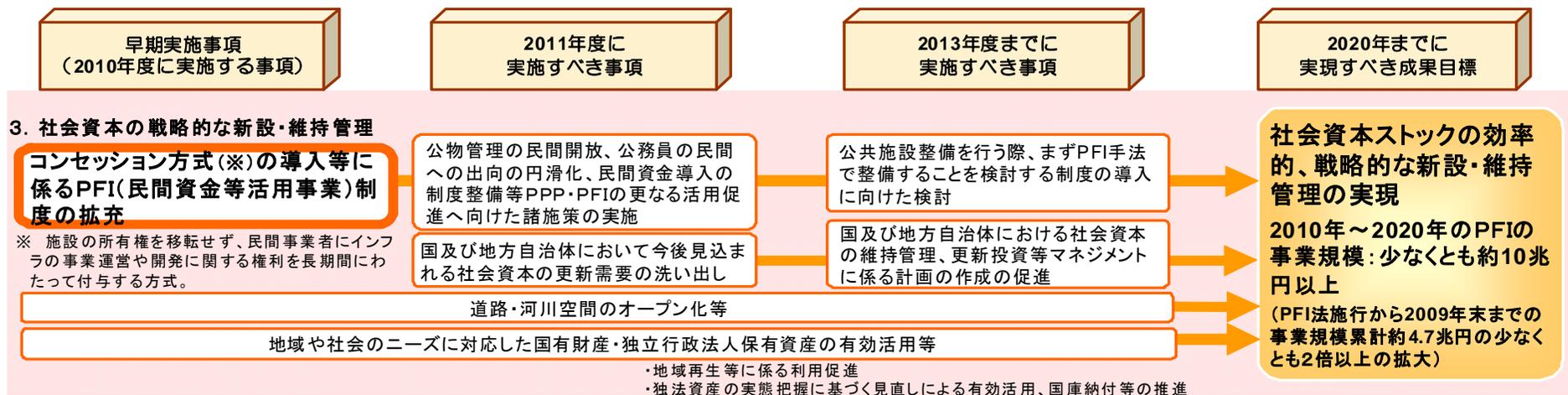
### 14. 公共施設の民間開放と民間資金活用事業の推進

国、地方ともに財政状況が極めて厳しい中、必要な社会資本整備や既存施設の維持管理・更新需要に最大限民間で対応していく必要がある。そのため、**PFI制度にコンセッション方式(※)を導入し**、既存の法制度(いわゆる公物管理法)の特例を設けることにより公物管理権の民間への部分開放を進める。あわせて、公務員の民間への出向の円滑化、民間資金導入のための制度整備、地方公共団体への支援体制の充実など、**PFI制度の拡充を2011年に行う**。

これにより、**PFI事業規模について、2020年までの11年間で、少なくとも約10兆円以上**(民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する法律施行から2009年末までの11年間の事業規模累計約4.7兆円の2倍以上)**の拡大を目指す**。

(※)公共施設の所有権を民間に移転しないまま、民間事業者に対して、インフラ等の事業権(事業運営・開発に関する権利)を長期間にわたって民間に付与する方式。

## IV 観光・地域活性化戦略 ～地域資源の活用による地方都市再生、成長の牽引役としての大都市の再生～



## 4. 防災対策の推進

### ○新潟県中越沖地震災害による被災代替家屋に係る軽減措置

#### 要望の背景・必要性

○新潟県中越沖地震（H19年発生）の被災地は未だ復興途上にあり、被災地の生活再建が十分に進んでいない状況にあることから、早期の生活再建の促進を図る必要がある。

新潟県中越沖地震災害：

- 平成19年7月16日 地震発生
- マグニチュード6.8 最大震度6強
- 住家被害  
全壊1,331棟 半壊5,709棟

#### 要望の概要

- 新潟県中越沖地震災害により滅失・損壊した家屋及び償却資産に代わるものとして、平成23年3月末までに取得等する家屋及び償却資産について、
- 固定資産税・都市計画税を最初の4年間1/2に軽減



取得の期限を  
家屋のみ2年間延長

#### 期待される効果

#### 【期待される効果】

被災家屋の代替取得等により被災者の生活再建が促進されることで、被災地全体の復興につながる。

## ○地震防災対策用資産の取得に関する税制上の特例措置

### 要望の背景・必要性

- 平成19年10月より緊急地震速報の一般提供開始、地震発生時における活用事例が蓄積。
- 地震防災戦略（中央防災会議決定）においても、「緊急地震速報の利活用の推進」を盛り込み。

### 要望の概要

- 不特定多数の者が利用する施設・事業等の管理・運営を行う個人・法人が「緊急地震速報受信装置等」を取得する場合の所得税・法人税の特別償却制度の適用期限（平成23年3月31日まで）について、1年間延長。

### 期待される効果

- 緊急地震速報受信装置等の設置により、集客施設等における利用者の安全の確保、大規模な工場等における製造機械の自動停止により危険物質の流出の防止が図られるなど、人的・物的被害の軽減に寄与。
- 租特の対象地域では、対象地域外よりも緊急地震速報受信装置の設置予定者の割合が高く、設置の促進に寄与。

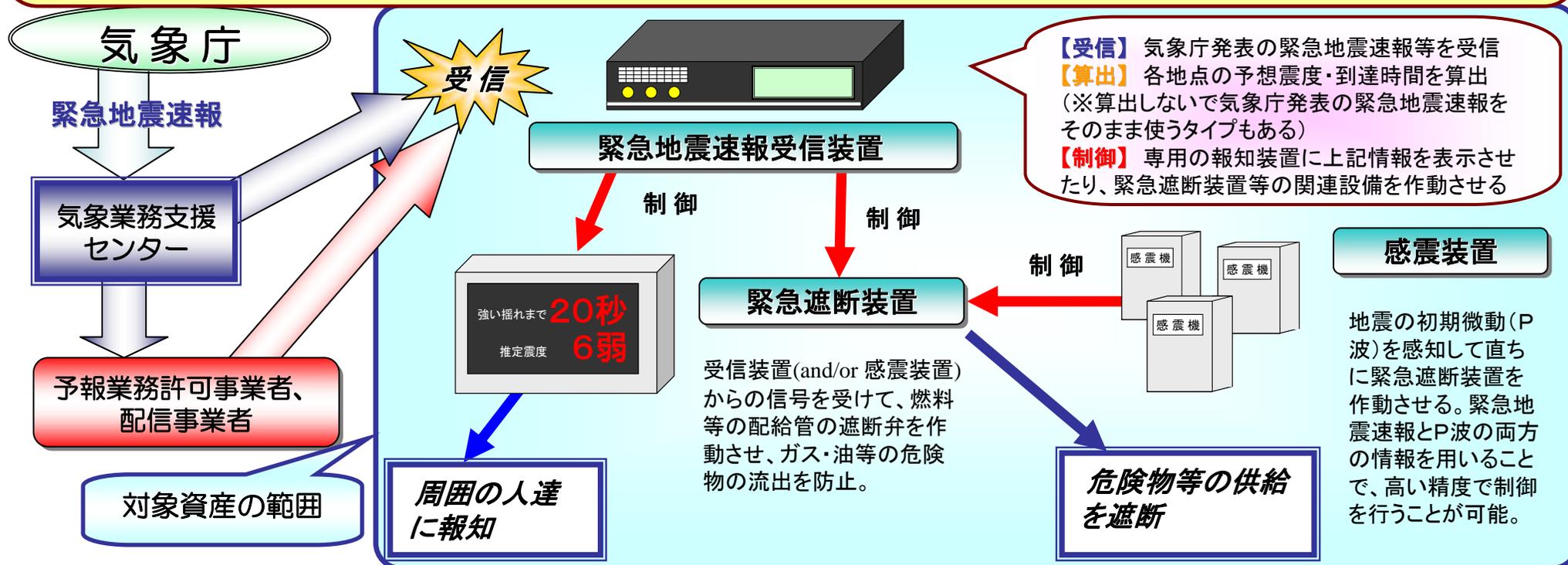
【延長】

## 地震防災対策用資産の取得に関する特例措置（所得税・法人税）

大規模地震対策が必要な一定の地域で不特定多数の者が利用する施設・事業等の管理・運営を行う個人・法人が「地震防災対策用資産」を取得する場合に、所得税・法人税・固定資産税を軽減

22年度税制改正での  
主な変更点(延長)

3年分の固定資産税の課税標準について、平成25年度末取得分まで延長  
(その後廃止)



税制で  
普及促進

1年度分の所得税・法人税について、  
特別償却率20%  
(平成23年度末取得分まで) 【23年度延長要望】

3年度分の固定資産税について、  
課税標準 2/3  
(平成25年度末取得分まで)

## 5. 少子・高齢化対策の推進

### ○ 新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築のための税制上の所要の措置

#### 要望の背景・必要性

○「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成21年12月8日閣議決定)により、**幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を進めるため**、平成22年前半を目処に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに**所要の法案を提出予定**

○「子ども・子育て新システム検討会議」(平成22年1月29日設置)における議論を経て、6月29日に少子化社会対策会議(会長:内閣総理大臣、全閣僚メンバー)において「**子ども・子育て新システムの基本制度案要綱**」を決定。

#### 要望の概要

○「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」においては、事業ごとに所管や制度、財源が様々に分かれている現在の**子ども・子育て支援対策を再編成し、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度を構築**(次頁参照)するとされており、これを踏まえ、**必要となる税制上の所要の措置を講じることを要望**。

※子ども・子育て新システムについては、平成23年通常国会に法案を提出、平成25年度の施行を目指す。

#### 期待される効果

○地域の実情に応じつつ、社会全体で子ども・子育てを支える体制を実現

# 制度設計のイメージ

